

## 仕 様 書

### 1 契約の適用範囲

本仕様書は、群馬県立特別支援学校において使用する学習用端末（iPad）の保守延長、配置換え、管理換え、及びMDM運用に係る業務に適用する。

- (1) iPad 1,250台のうち344台の配置換え（学校間の移動、キッティング含む）
- (2) iPad 1,250台のうち270台の管理換え（生徒用設定から教員用設定への変更）
- (3) iPad 1,250台の保守期間中における機器の保守（令和8年4月1日～令和9年8月31日） ※令和4年9月に導入したiPadのため
- (4) iPad 1,250台のMDMライセンスの提供及びMDM運用管理（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

### 2 対象機器

令和4年9月に群馬県教育委員会が導入したiPad（第9世代） 計1,250台

### 3 機器の配置換え（344台）

- (1) 受託者は、作業実施に先立ち、学校の要望に基づき回収・納入日程、作業方法、人員体制等を定めた「実施計画書」を作成し、委託者の承認を得ること。
- (2) 「別添資料4 対象機器リスト」に基づき、指定場所から端末を回収し、MDM等を用いて初期化（工場出荷状態）及び利用する学校の変更、教員機への管理換え設定等、再キッティングを行った後に指定場所へ納入すること。なお、回収の際の梱包資材（緩衝材付の通い箱等）は受託者が準備し、受託者の責任において梱包・搬出を行うこと。
- (3) 納入場所は学校内の指定する場所とし、納入に伴う梱包材等の廃棄物は受託者が責任を持って撤去・処分すること。
- (4) 運搬の際は、施設及び機器を汚損・損傷させないよう適切な養生及び梱包を行うこと。万が一損傷が生じた場合は、受託者の責任において速やかに復旧すること。
- (5) 納入完了後、各学校の受理責任者による数量確認及び基本動作確認をもって検収とする。
- (6) 令和8年6月15日までにすべての設置を完了すること。

### 4 機器の管理換え（270台）

- (1) 「別添資料4 対象機器リスト」に基づき、遠隔またはオンサイトにて対象機器の初期化を行い、MDMの設定プロファイルを「生徒用」から「教員用」へ変更すること。
- (2) 必要なアプリのライセンス割り当て変更を適切に行うこと。

### 5 機器保守仕様

(1) 保守期間内において、以下のいずれかの条件と同等以上のハードウェア保証を実施すること。

<パターンA：センドバック保守（上限なし）>

- ・保証金額：1事故あたりの上限額なし（再調達価格を上限とする）
- ・物損保証：全体の5%までは無償対応とし、超過分は別途協議とする。
- ・自然故障：回数無制限にて無償修理または交換を行う。

<パターンB：センドバック保守（定額）>

- ・保証金額：1台あたり50,000円以上（※現在の基準を維持する場合）
- ・物損・自然故障の条件はパターンAに準ずる。

<パターンC：AppleCare for iPad - GIGA 準拠>

- ・AppleCare for Enterprise または AppleCare for iPad - GIGAの内容に基づき、所定のサービスを提供すること。

(2) サポート体制

・保守の一次窓口は、別途発注する「GIGAスクールネットヘルプデスク」が担当する。受託者はヘルプデスクからのエスカレーションに基づき、修理受付・手配を行うこと。なお、「GIGAスクールネットヘルプデスク」との業務のすみ分けは、「別添資料5 スコープ整理表」を参照すること。

・故障端末の回収は、原則として依頼受付から3営業日以内に行うこととし、回収と引き換えに代替機を納入すること。代替機については受託者の責任の下で管理を行う。回収した故障端末は、受託者が修理を行う。修理が間に合わず代替機が不足する場合は、代替機が確保できた後に回収及び納入を行う。

・代替機は、初期納入時（3（2）の状態）の設定にセットアップを完了させた状態で納入を行う。

・なお、交換及び修理が完了したら、対象機器リストを更新すること。

・現行機種が生産終了に伴い、交換及び修理ができない場合は、第9世代以降のモデルとの交換も可とする。

・令和9年8月31日に機器の保守が終了したら、30日以内に代替機（要梱包）及び更新した対象機器リストを、群馬県教育委員会特別支援教育課に納入する。

・その他、配送に係る梱包材、往復送料、手数料の一切は受託者の負担とする。

・保守対応時間：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～17:00。

・消耗品（バッテリー等）の劣化、及び動産保険（火災・盗難等）については本保守の対象外とする。

(3) 保守期間

令和8年4月1日から令和9年8月31日までとする。

## 6 MDMライセンス及び運用

(1) 対象機器1,250台に対し、Jamf Pro または Cisco Meraki のライセンス（令和8年4月1日～令和10年3月31日）を提供し、管理下に置くこと。現在、Merakiの提供を受けているが、MDMの変更等に伴い、端末の回収及び納入が必要になる場合は、その費用についても受託者の負担とすること。

(2) 運用業務

- ・MDMへの登録（Apple School Managerにおけるデバイスの割り当て変更等を含む）
- ・OSアップデートの管理、ポリシー（制限事項）の適用・変更
- ・学校の要望に基づくアプリケーションの追加・削除・配信
- ・紛失時のリモートロック、紛失モードの適用、初期化作業
- ・修理交換後のデバイス登録及び再設定等

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

## 7 検収

作業完了後、受託者は「別添資料6 端末受理兼動作確認報告書」に受理責任者の署名を得て、完了報告書とともに委託者へ提出すること。

## 8 秘密保持義務

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 従事者全員に対し、守秘義務に関する誓約書の提出を求めること。

## 9 仕様書付属資料

- 別添資料1：契約書（案）
- 別添資料2：仕様書（本書）
- 別添資料3：回収及び納入先一覧
- 別添資料4：対象機器リスト
- 別添資料5：スコープ整理表
- 別添資料6：端末受理兼動作確認報告書